

様式第4号(第12条関係)

久米島町告示第2号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づく公の施設に係る指定を行ったので、久米島町公の施設に係る指定管理者の指定手続きに関する条例(平成17年久米島町条例第17号)第7条第2項の規定に基づき、下記のとおり告示する。

令和8年1月20日

久米島町長 桃原 秀雄

記

1 指定管理者の名称

名 称：一般社団法人帰風舎
所 在 地：久米島町字仲地97番地
代 表 者：渡邊 信介

2 管理を行わせる公の施設の名称

施設の名称：大岳放課後児童クラブ施設
施設の所在地：久米島町字山里177番地

3 管理を行わせる期間

令和8年4月1日から 令和11年3月31日まで

4 管理業務の範囲

別紙「久米島町放課後児童クラブ指定管理者募集要項」及び「久米島町放課後児童クラブ指定管理者業務仕様書」のとおり。

5 利用料金に関する事項

大岳放課後児童クラブ施設の設置及び管理に関する条例第10条、11条、12条のとおり。